

令和6年度における入札・契約制度の変更

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度の変更を行う。

1 指名停止の措置要件の改正について

県が発注する建設工事等の契約の適正な執行を確保するために規定している兵庫県指名停止基準において、入札の公正性の向上を図るため措置要件の改正を行う。

区 分	現 行	改 正
兵庫県指名停止基準 別表第2		
2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19号の規定に違反し、次に該当したとき。	(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、 <u>若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。</u>
7 入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき	(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が建設工事等において、業務関連法令(注12)に重大な違反をしたとき	(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が建設工事等において、業務関連法令(注12)に重大な違反をしたとき <u>(注13)</u> <u>(注13) 重大な違反をしたときは、当該法令違反で逮捕、書類送検、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けたときをいう。</u>

[実施時期] 令和6年4月から適用

2 入札参加資格制限の改正について

県が発注する建設工事等の契約の適正な執行を確保するために地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により実施している入札参加資格制限基準において、入札の公正性の向上を図るため改正を行う。

入札参加資格制限基準

現 行	改 正
<p>県が発注する工事又は製造の請負及び物件の買入れなどについて、競争入札を適正かつ円滑に行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づき、入札参加資格制限の基準を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>県が発注する工事又は製造の請負及び物件の買入れなどについて、競争入札を適正かつ円滑に行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づき、入札参加資格制限の基準を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>下請等の禁止</u></p> <p><u>契約担当者は、資格制限期間中の者が契約担当者の発注する建設工事等を下請することを承認してはならない。</u></p>

〔実施時期〕 令和 6 年 4 月から適用